

# 児童養護施設等退所者の アフターケア支援の取り組み

研究代表者

社会福祉法人子供の家 自立援助ホームあすなろ荘  
高橋亜美

共同研究者

社会福祉法人子供の家 自立援助ホームあすなろ荘  
藤原由美

児童福祉法第四十一条 児童養護施設は、保護者  
のない児童、虐待されている児童その他環境上養  
護を要する児童を入所させて、これを養護し、あ  
わせて退所した者に対する相談その他の自立のた  
めの援助を行うことを目的とする施設とする。

児童福祉法にも定められているように、社会的養  
護（児童養護施設・自立援助ホーム）が子どもたち  
に対して担う役割と責任には、在籍中の養育の保  
障のみならず、施設退所者が安心して安全な生活  
を送る事が出来るよう支援するという役割が当然の  
責務としてある。しかし、社会的養護のアフター

ケア支援は全く行き届いていないのが現状であり、  
施設退所者のアフターケア支援は長年問題視され  
ながらも充実に扱われてこなかった社会的養護の  
大きな課題である。（人的にも資金的にも扱うこと  
が不可能であった）

児童虐待問題が社会問題となっている今日、昨年  
度（平成21年度）の児童虐待通報件数は5万2  
千件にも及び児童養護施設は常に万床状況、一時  
保護所も収容率が200%を越すという（平成2  
1年度東京都の一時保護所のデータ）尋常ではな  
い状況のなか、現場の職員は目の前にいる子ども  
たちへの対応にいっぱいいっぱいの状態なのが実

情である。在籍中の子どもたちへの支援は無論必須のことであるが、退所者も多くの問題を抱えている。

施設を退所した子どもたちは家庭からの援助が全く受けられないばかりか、低学歴・過去のトラウマが起因するコミュニケーション能力の欠如等から生活が破綻してしまうケースが後を絶たない。退所者が若年ホームレスになったり、犯罪をしたり、自殺をしたりする確率は一般家庭出身の子どもたちよりもはるかに高いことは、今あらゆる機関の調査研究で明らかにされてきている。

本研究では現在の社会的養護におけるアフターケア支援の実態をアンケート調査と訪問調査によって明らかにし、アフターケアが十全に出来ない状況を考察・分析した。

次に社会的養護施設出身者、とりわけ自立援助ホーム出身者が、施設を退所してから就労が立ち行かなくなる大きな要因として学歴の問題がある。

(自立援助ホームで生活する多くの子どもたちが中卒・高校中退という学歴のまま社会に出て働いている)

アフターケアが必要とされる大きな問題としての「就学問題」を論文として記載した。

最後に、本研究者が所属する社会福祉法人によって今年度より開所された「アフターケア相談所ゆずりは」の取り組みと半年間の実績をとりまとめることにより、社会的養護においていかにアフターケア支援が必要であるかの更なる考察を行った。

## 【主な児童福祉施設】

(施設数と利用者数は厚生労働省

2011年10月資料)

		施設数	利用者数
乳児院	保護者の養育を受けられない乳児	129ヶ所	2968人
児童養護施設	保護者のいない児童。虐待をされている児童。原則幼児～18歳未満	587ヶ所	3万594人
児童自立支援施設	不良行為がある児童。生活指導が必要児童。小学生高学年～中学生が多い	58ヶ所	1545人
自立援助ホーム	義務教育を終え、児童養護施設等退所した児童等。20歳未満	76ヶ所	310人

## 「児童養護施設・自立援助ホームにおけるアフターケア実態調査」の実施

### 調査目的

施設を就労・就学で退所した子どもたちは、家庭の後ろ盾がないことや社会人となってからの社会資源の乏しさ等から、多くのトラブルや困難にまきこまれるケースが少なくない。本来施設退所後の支援は施設が担うものでありながら、退所者へのアフターケアは未だ十全行われていない現状がある。支援を必要としている子どもたちに十分な支援が出来ていない実態及びアフターケアを円滑に出来ない原因を本調査によって明らかにし、今後の社会的養護のアフターケア施策への反映とアフターケア支援に必要な予算請求に繋げていきたいと考える。

### 調査内容

東京都内の児童養護施設及び自立援助ホームで働く直接処遇職員を対象とした基本調査と、主任クラスの職員（各施設1名ずつ）の方へは過去3年間の退所者状況とアフターケアに関する各施設の取り組みを記述していただいた。

※基本調査については2008年、2009年と東京都社会福祉協議会児童部会調査研究部で行なった調査も併用させていただいた。

### 調査対象施設

東京都内の児童養護施設76施設・自立援助ホーム18ホームを対象。

### 調査票回収状況

基本調査では直接処遇職員から1044票回収

アフターケア調査では63施設より396票回収

### 基本調査とアフターケア支援の関連性について

基本調査での社会的養護に従事する職員の実態を明らかにすることで、アフターケア支援が十分に出来ない理由も検出できると考えた。何故なら、東京都社会福祉協議会児童部会調査研究部で実施されている退職者調査及び職場環境調査では、近年、東京都における直接処遇職員の平均勤続年数は4年という結果が出ている。子どもたちの育ちと成長を見守り続ける役割を持つ社会的養護施設の職員が、入れ替わり立ち替わりの状態では、安定したアフターケア支援の継続は非常に難しい。アフターケア支援の実態を考察する際に、職員の労働実態を把握することが必要であると考え、始めに記した。

基本調査の結果及び各項目ごとの考察から、アフターケア調査の考察を深めていきたい。

## 【基本調査結果】

### 性別

男性	349 (34%)
女性	690 (66%)

女性職員が全体の66%を占め、3人に1人が女性職員という女性が多く働く場であることが認識される。児童養護のケアワークの現場では宿直・夜勤・不規則なローテーション勤務が働くうえでの必須条件となる。生理休暇、産休・育休制度等の労働条件の整備と保障は言うまでもなく、各施設事ごとの「女性が働き続けること」に特化したシステム改良の意識と配慮が必要である。

### 年齢

20代前半	233 (23%)
20代後半	311 (30%)
30代	253 (24%)
40代	118 (11%)
50代以上	125 (12%)

20代の職員が全体の53%、若い職員が半数以上を占めることは離職率の高さも示唆する。

新人職員及び若手職員がバーンアウトしないためのチーム体制や研修のあり方等現状に即した対応が早急に求められる。虐待を受けた子どもたちのケアワークという専門性を伴う仕事でありながら、勤務者の大半が20代というのは年齢分布の点からも大きな課題が伺える。

児童養護の現場で支援する子どもたちは2歳～18歳。特に高齢児童の対応・その後のアフターケア支援も含めて考えると、20代の職員が中心になってしまう職場では支援が厳しくなることも想定される。

### 経験年数

～1年	81 (8.7%)
2～4年	527 (51.1%)
5～7年	136 (13.2%)
8～10年	85 (8.2%)
11年～15年	87 (8.4%)
16年～20年	47 (4.6%)
21年以上	68 (6.5%)

経験年数が4年以下の職員が約60%。虐待を受けた子どもたちのケア施設として、十全に機能するためには長く経験を積んだ職員が必要とされることは言うまでもない。

経験年数10年以上の職員は全体の約20%（職員の5人に1人の割合）と経験を重ねた職員の割合が極めて低いことが伺える。職員配置基準の問題など制度的な不備からも、職員が育成され働き続けられる職場環境改善は困難を伴うところであるが、施設長をはじめ、経験のある職員が新人職員を守り育てる役割を担うことへの意識がより必要とされよう。

施設養護では、働く職員は特定の年代だけがいればいいというものではない。中堅職員を中心とした各世代に幅を持たせた層の厚い職員集団を作っていく必要がある。子どもたちの心の回復と健全な育ちの育みには、各々の年代に応じた役割が確実にある。

※東京都では基幹職員の研修等の強化を図った取り組みが積極的にされはじめている。

## 結婚

	男性	女性
未婚	1 8 8 (18.7%)	5 0 7 (50.6%)
既婚	1 4 3 (14.2%)	1 6 6 (16.5%)

女性職員のみ未既婚率は、未婚者75%・既婚者24%であるのに対して、男性職員のみ未既婚率は、未婚者57%・既婚者43%。この数値は結婚したら働き続けることが困難な職場であることを示唆する。宿直勤務や不規則なローテーション勤務のために結婚後に働き続けるためにはパートナーや家族の協力・理解は必須である。また非常にストレスの高い仕事でもあるため結婚退職にはバーンアウトの要員も含まれると思われる。結婚後、働き続けられるかどうかは各家庭での問題とするのではなく、雇用する施設側からも、結婚後いかにして働き続けられるかを検討し、働き方の提案や具体策（宿直回数の軽減・勤務時間の短縮）等も講じる必要があるといえよう。そのような配慮や提案は特別な扱いとして捉えられるのではなく、施設全体の経験年数の底上げと改善にも繋がっていく。施設によっては結婚しても働き続けている女性職員がいる施設と全くいない施設と存在し、仕事を継続するには個人的な考えや力量を越えた、又はそれを支える施設の就労基盤が重要になるといえよう。

施設自体が女性職員の位置づけをどのように考えているかも、働き続けるということに多分に反映すると考える。先輩女性職員が結婚しても働き続ける実在のモデルケースを各施設でつくっていくことも必要であろう。

## 子ども

	男性	女性
いる	1 1 2 (11.6%)	1 2 3 (12.7%)
いない	2 1 2 (21.9%)	5 2 0 (53.8%)

女性職員のみの子どもの有無率は、いる19%・いない81%であるのに対して、男性職員のみの子どもの有無率はいる35%・いない65%。当然のことながら子育てをしながら働き続けることの困難が伺える。しかし既婚者の女性職員が24%であることから既婚者の約80%が子育てをしながら働き続けられているという捉え方も出来る。女性職員にとっての働き続けるためのハードルはまず、「結婚しても続けられること」であるかもしれない。

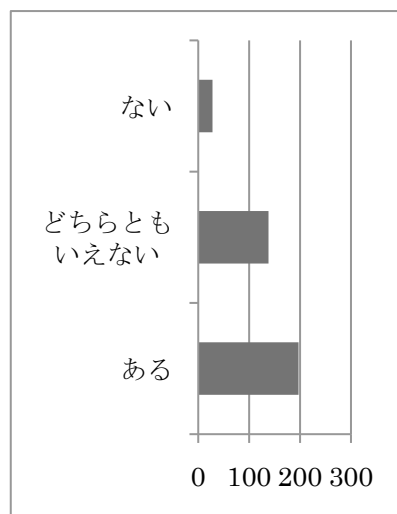
## 雇用形態

常勤	8 6 2 (82.9%)
非常勤	1 6 9 (15.3%)
その他	1 9 (1.8%)

常勤以外の雇用形態の職員が17%（約6人に1人）この数値を現場でどう捉えるか。職員の総数自体も足りていない職場環境であること、また専門性をより必要とされる職場であること等からも、雇用形態についての更に踏み込んだ検討が必要と思われる。

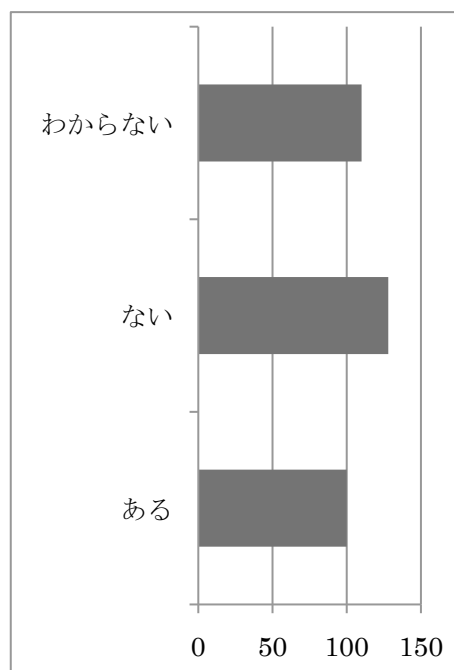
## 【アフターケアに関する設問】

### 1 アフターケアの共通認識



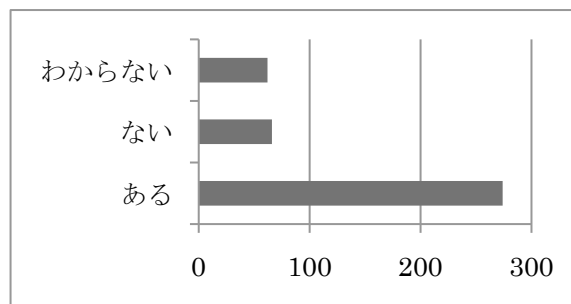
アフターケアの共通認識は全体の半数程度（197人／363人中）しか持たれていない。そもそも「アフターケアとは何か」という命題が各施設ごと、各職員ごとの考えに一任されていることが伺える。共通認識、共通理念がないままに、手探りでアフターケアを行なっている状況も伺うことが出来る。

### 2 アフターケア業務の実施マニュアル



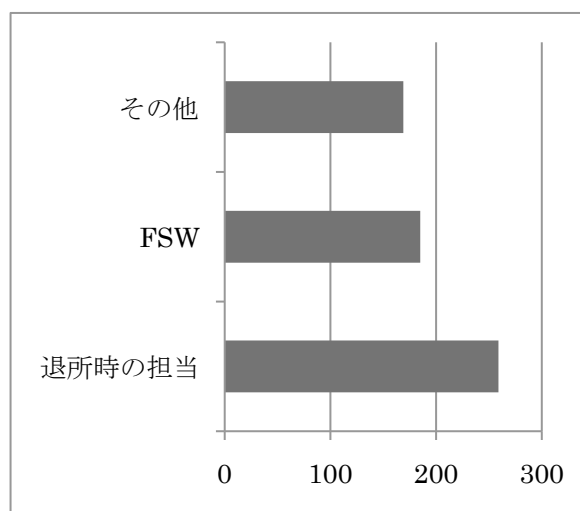
アフターケアマニュアルの実施は30%程度にとどまり、各施設での支援方針のあり方が確立されていないことが伺える。共通のアフターケア書式としてある「退所後援助計画書」のあり方も改めて検討される必要があるといえよう。

### 3 アフターケア業務をする際の役割分担



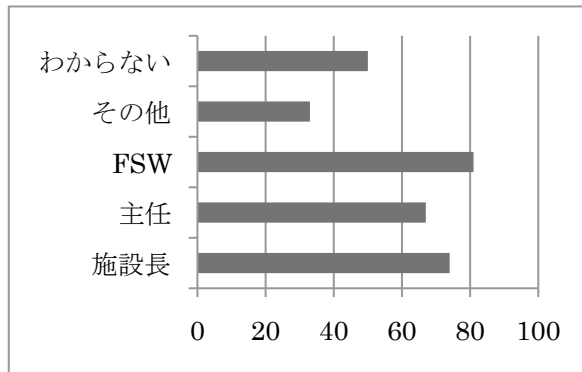
多くの施設では役割分担が行なわれている。担当や分担が決められている点からも、アフターケアが必要とされる支援である自覚が各施設にあることが伺える。

### 4 アフターケアを行なう方



アフターケアを行なう担当は主に退所時の担当という結果が出ているが、基本調査から伺える施設職員の経験年数の短さ等から察すると、退所時の担当職員も離職する可能性も非常に高く「継続したケアの提供」をすることの困難がみえる。

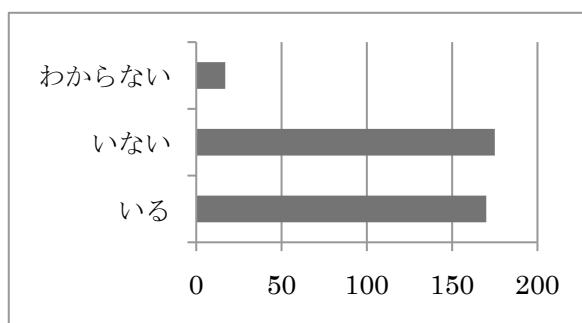
## 5 アフターケア業務の統括者



業務の統括者は FSW が 30%、FSW が家庭復帰・再統合という任務に加え、就労就学自立のアフターケアも担うことは業務としてかなりの負担だと思われる。家族間調整・リビングケア・アフターケアはそれぞれ求められる役割・責任も重く、専門的知識も必要であるが故に、それぞれ独立した立場で担われることが必要と思われる。

また統括者がだれなのかわからないと答えた職員も多く、誰の指示もないままアフターケアはそれぞれの裁量によって為されているであろうことも推測出来る。

## 6 今現在「退所者への相談・援助」を行なっているか

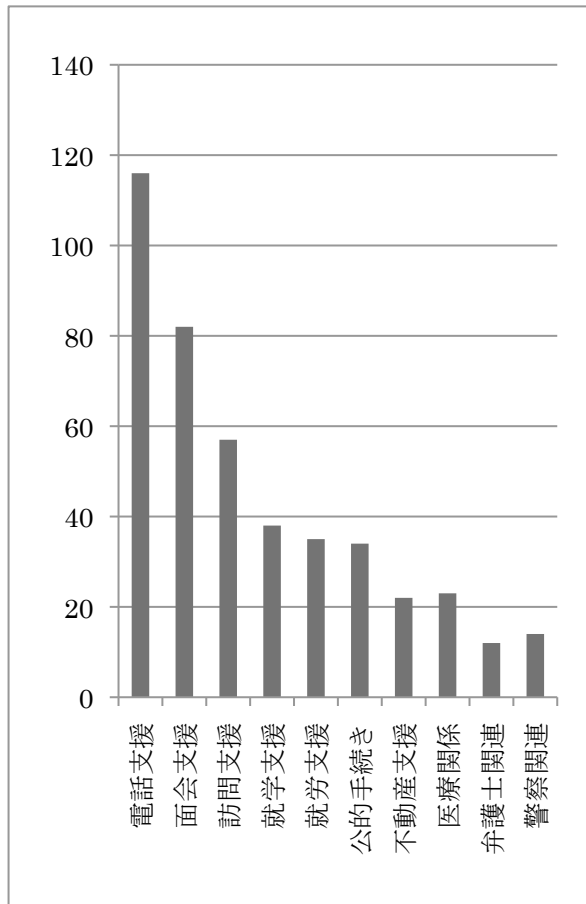


アフターケア業務が行なわれていないという声は半数を占めている。アフターケア業務が日々の支援に組み込まれていないことが明らかである。

アフターケア業務が社会的養護施設が担う業務のひとつであることの認識の低さも伺える。

物理的に勤務時間内でのアフターケア業務遂行の厳しさも伺える。

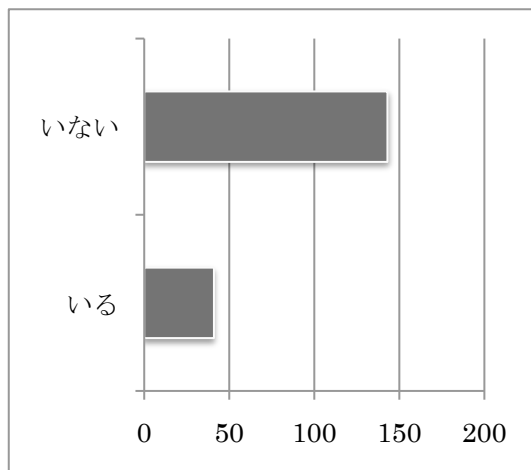
## 7 どんな支援をしているか



電話・面会・訪問等生活の支えとなる支援内容から、医療・弁護士・警察等の介入が必要となる専門的な支援も為されていることが伺える。

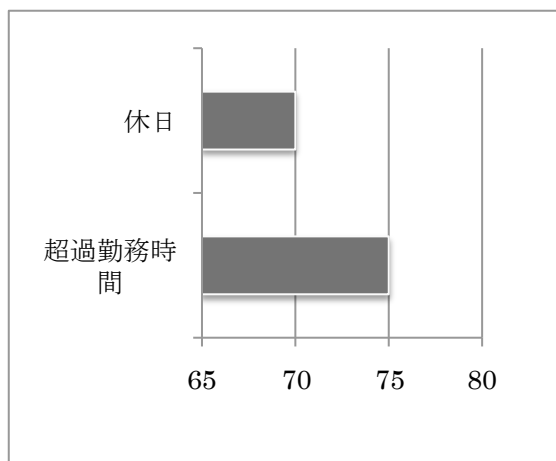
アフターケアが単なる生活サポートに止まらない現状がわかる。アフターケアで必要とされる支援は多岐に渡り、支援提供者は多くの専門家とのネットワークや専門的知識を持つ事が必要とされる。また施設退所者の多くは10代で自立生活を始める、それに伴うアパート契約・解約のトラブル等の介入もケースとして多いことが報告されている。

## 8 業務は時間内で出来ているか



アフターケア業務が時間内に出来ていると返答は23%。多くのアフターケア支援が時間外で行なわれている。アフターケア業務は通常の業務時間外でということが暗黙の了解のようにもなっている。

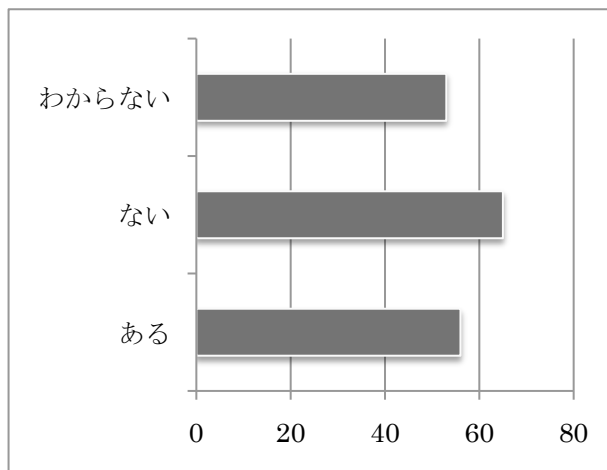
## 9 勤務内でアフターケア業務が出来ない場合いつ実施しているか



勤務時間内で対応出来ないケースは休日や超過勤務時間を使っての対応となっている。

勤務時間内でのアフターケア業務実施の保障がされない限りは各職員ごとの裁量に任すしかなくなり、安定した支援は保障されない。また勤務時間外の勤務は職員のバーンアウトに繋がる一因ともなる。

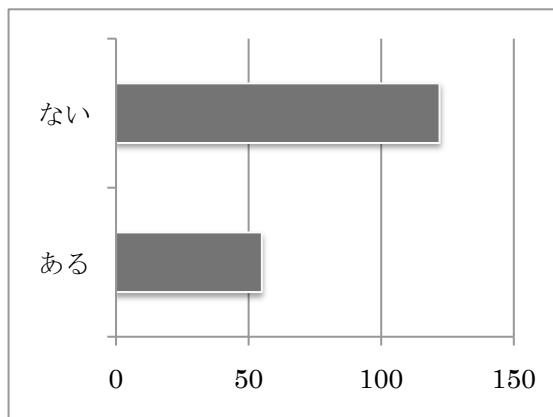
## 10 業務にかかる諸経費の規定



調査票からは諸経費を各職員が自ら負担している現状も明らかとなった。負担金の内容は交通費・携帯代・食事代等から、借金の肩代わりという内容もあった。額は2千円から10万円と幅広く、頻度もまちまちであった。

9の設問から連動して、アフターケア業務が個人管理・責任のもと行なわれているケースが多いことが推測される。アフターケア業務が施設内で共通認識事項とされていないことも伺える。

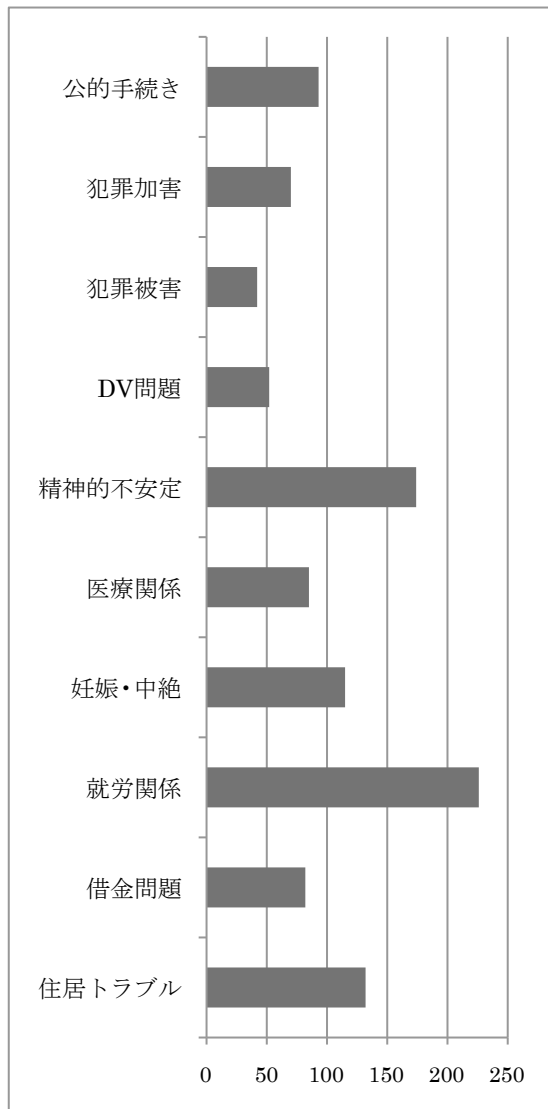
## 11 支援の際、経済的負担を感じ経験



アフターケア業務の諸経費を自己負担している職員の約30%が自己負担による経済的負担を感じていると答えている。



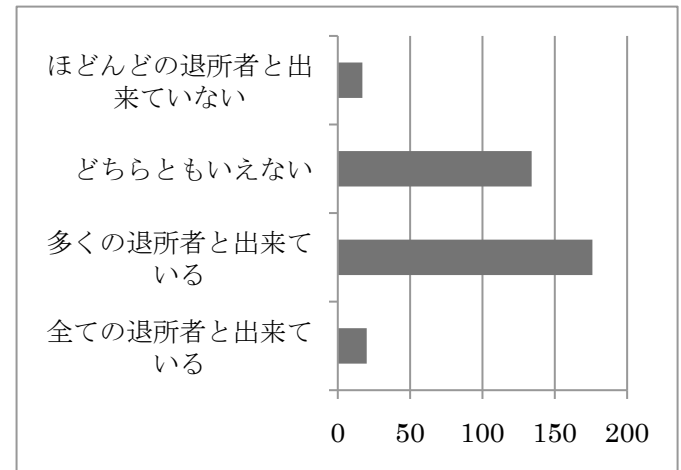
1 2 退所後子どもたちはどのような問題  
やトラブルに巻き込まれているか



退所者が抱える問題は就労関係に次いで、精神的不安定が多かった。虐待トラウマや親や家族の支援がないなかでの自立の困難、生活をするこの困難が伺える。

精神の不安定を支援するためには生活から医療、トータルの支援が必要となる。また「困ったときはいつでも相談出来る場所（人）がいる」と思えることが心身の安定に繋がることは言うまでもない。何かあればいつでも施設を頼っていいという支援を在籍時から伝えていくことが必要である。現存する公的支援をポイントで利用することは難しく、包括的な支援が必要となるといえよう。

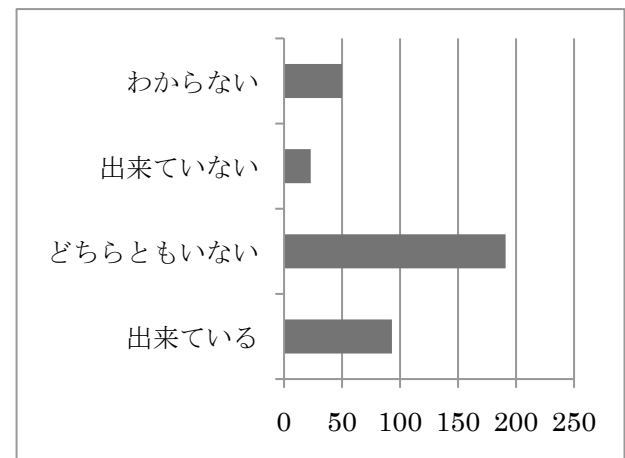
1 3 退所者が困った時、施設にすぐに相談  
できる関係は構築されているか



関係性の構築については、出来ている／出来ていないの割合が約半数ずつであった。

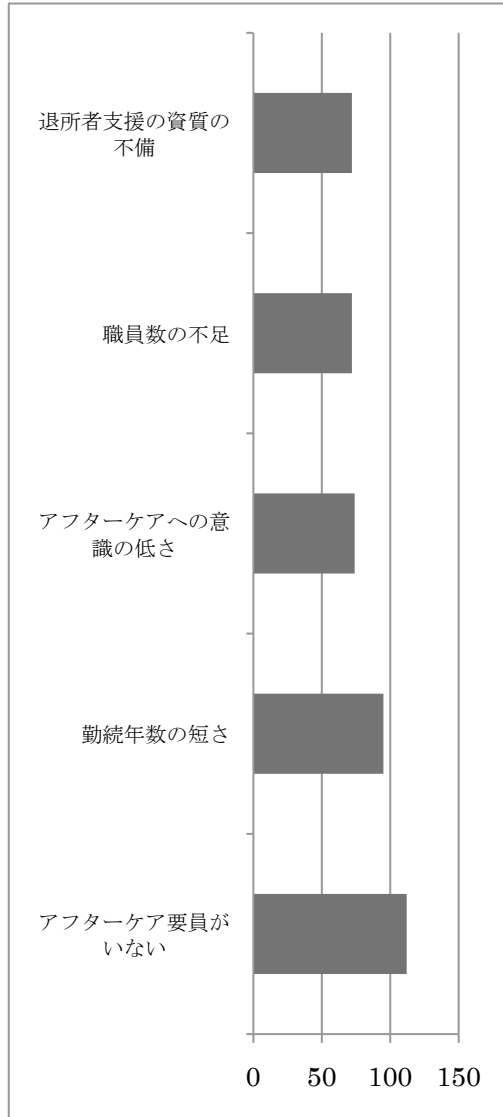
多くの退所者は親や家族を頼ることの出来ないものであるから。よりよい関係性の構築がより必要であろう。

1 4 退所者からの相談があった時、十分な  
対応は出来ているか



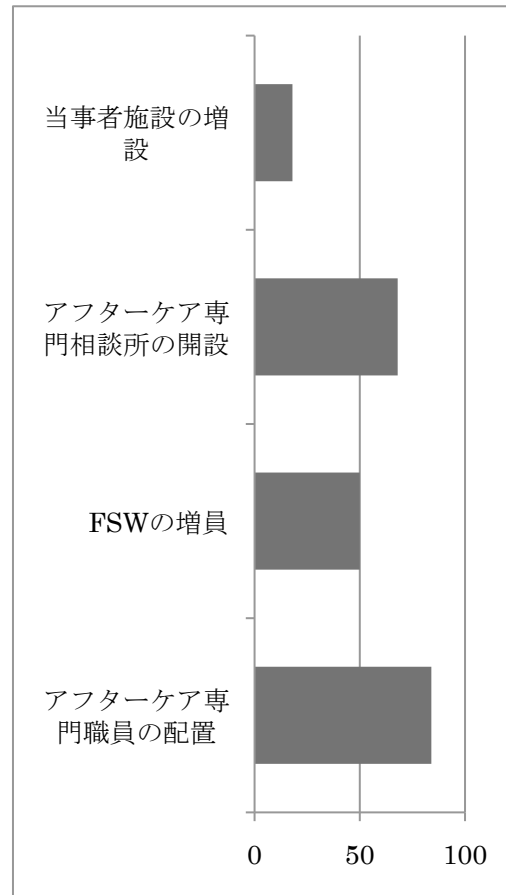
1 3の設問と併せて、半数以上の職員が、退所者との良好な関係が構築されていると感じながらも、実際の相談対応では十分な支援が出来ていないと感じている現状がある。

### 1 5 アフターケアが十分に出来ない理由



アフターケアが十分に出来ない理由は慢性の人員不足や、アフター専門委員がいない等人的不足と共に職員の勤続年数の短さも、退所者が安心して施設に相談出来るシステム作りを阻む大きな要因と考えられる。これは人材確保・育成にも繋がる課題だともいえる。アフターケアは施設全体の状況を網羅し、ある程度の経験年数も要する人材でないと担うのは厳しい。働きはじめばかりの職員にアフターケア業務を任せることは現実的に厳しいといえよう。

### 1 6 アフターケア支援を円滑にするため にあつたらよいと思うシステム



アフターケア専門職員の配置が早急に必要とされる。ただし、アフターケア支援の担い手が、各施設で確保出来るかという点必ずしもそうでない現状があり、担い手をどうするかは、更なる課題となり得る。

アフターケア要員の配置が可能となっても、アフターケアにおける施設間格差が生じてくるのは必須となるだろう。在籍中の支援・退所後の支援もどの施設にいても、退所しても、平等に支援を提供できなければならない。

当事者施設の増設については、今後検討されることが必要であり、当事者施設の存在を施設で職員から子どもたちにもっと伝えていくことが必要であろう。職員が必要と思うかどうかよりも、子どもたちが必要とするかどうかの視点が大切だと考える。退所者がいろんな支援・相談

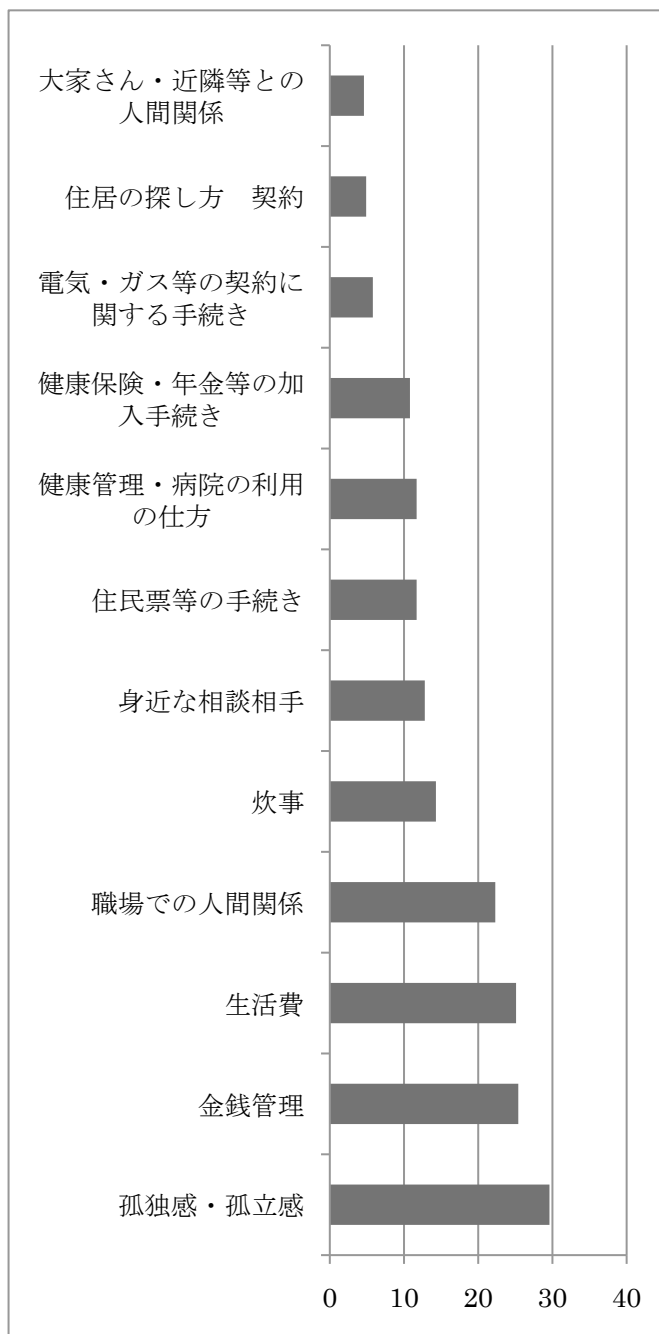
機関があることを知り、状況に応じて選べる仕組みも必要ではないだろうか。

アフターケアを円滑にするために人的配置の改善や、困難ケースに対応するためのアフターケア専門の相談所の開所が必要とされる。

アフターケア専門相談所は、アフターケア要員が配置された場合の施設間の均衡を図る役割も担えるだろう。職員が支援に行き詰まった場合等も十分に活用できる機関であるといえる。

### 【児童養護施設等を退所直後に「まず困ったこと」は？】

(2010年度東京都調査 回答673人)



2010年度東京都での社会的養護のアフターケア調査が初めて実施された。

退所後10年までの退所者を対象行なわれた。調査回答出来る退所者は今現在も施設と繋がりがあるといふバイアスがかかっているものの、退所者の状況を公的に把握しようとする画期的調査であった。

## 【社会的養護の子どもたちの就学状況】

### 中学卒業後の進路

(平成22年5月1日現在)

	高校等への進学
児童養護施設児 (2509人)	91.9% (2305人)
里親委託児 (209人)	94.3% (197人)
全中卒者 (122万8000人)	98.0% (120万3000人)

### 高等学校等卒業後の進路

(平成22年5月1日現在)

	大学進学	専修学校等
児童養護施設 児 (1444人)	13.0% (187人)	10.1% (146人)
里親委託児 (175人)	26.9% (47人)	19.4% (34人)
全高卒者 (106万 9000人)	54.3% (58万 1000人)	23.0% (24万 6000人)

※厚生労働省家庭福祉課調べ(全中卒者・全高卒者は平成22年度学校基本調査)

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校(第82条の2)及び各種専門学校(第83条)

並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練学校

## 【東京の児童養護施設・自立援助ホーム退所者の最終学歴調査】

(平成19年度～21年度退所者)

### 調査対象

東京都児童養護施設74施設

自立援助ホーム18ホーム

上記の施設退所者の最終学歴を平成19年度より

過去3年間のデータを集計

	児童養護施設 (328人)	自立援助ホーム (160人)
中卒・ 高校中退	14.6% (48人)	75% (120人)
高校卒業	84.4% (277人)	23.8% (38人)
大学・専門学校 卒業	1.0% (3人)	1.2% (2人)

※社会的養護の高校中退率7.6%

(一般全国平均2.1%)

※社会的養護の大学進学12%

(一般全国平均2.9%)

※教育支援においては東京委託児童のみしか使えない支援が多くある

## 【社会的養護の子どもたちの就学状況統計に基づいた考察】

児童養護施設での高校進学率は、一般家庭より近づいた数値が出てきたが、大学進学については一般家庭との大きな開きがある。

児童養護施設出身者の大学進学率は13%とあるが、東京都内の施設を対象に行なった最終学歴調査では大学卒業者はわずかに1%。

大学に進学してからの学業の継続の困難が伺える。

都内の自立援助ホームの中卒・高校中退者は75%にも及ぶ。全国的な調査は行なえていないが、基本的にどの自立援助ホームであっても多くの入所者は中卒・高校中退という低学歴である。低学歴のまま入所し、そのまま退所となる自立援助ホームにおける就学支援のあり方を再構築する必要があると考える。自立援助ホームは現在全国に76ヶ所のホームがあり（2011.10月1日現在）今後厚労省であと100ヶ所の新規ホームの増設を社会的養護のビジョンのなかに取り組んでいるが、就学支援が手つかず状態の自立援助ホームをやみくもに増設することに本研究者は大きな懸念を抱く。

自立を支援するため、自立＝就労という図式がひとつあるが、現在の日本社会において円滑な就労のためには学歴や資格取得等は必須の条件といえる。安定した就労に就くためには、就学支援の充実が不可欠である。

また児童養護施設では高卒進学者の率は一般家庭のレベルに近づいてはいるものの、その裏側にある背景は伏せられたままの状態である。

児童養護施設では中卒・高校中退となった子どもたちが引き続き18歳まで児童養護施設で養護されることは極めて難しく、中卒・高校中退に至った多くの子は自立援助ホーム、又は無理な家庭復帰、住み込み就職という選択肢を選ばね

ばならぬ状況に追いやられる。

中卒・高校中退者は実質児童養護施設には在籍しなくなるわけである。児童養護施設の高校進学率は増加の一端にはこのような背景があることはなかなか公言されていないのが実情である。

また児童養護施設の大学・専門学校への進学率についても施設間格差は著しい。

進学率の格差＝、学費等の経済的支援の格差と言っても過言ではないだろう。

各施設が経済的支援を担えるかどうか、進学に繋ぐことの最大のポイントとなる。

貸し付けの奨学金等の利用も選択肢としてないわけではないが、施設退所者の大半が自立（アパート一人暮らし）をしての学校生活となる。学費の負担に加え、生活費の負担も全て本人たちが担わなければならない。

学びたい気持ち、進学への夢があっても、進学後のしかかる経済的負担を思い進学を断念する子どもたちもたくさんいる。

社会的養護の支援は18歳で終わるが、一般的な社会状況に即して考えるなら、18歳からは何でも1人でやるというのはあまりにも酷ではないだろうか。せつかく18歳までの社会的養護があるなら、更には社会を担う成人となる為の支援は必要は不可欠であろう。

## 【自立援助ホームをめぐる学びの保障の現状と支援】

### 自立援助ホームとは

自立援助ホームは虐待等の理由により家庭で生活の出来ない義務教育を終えた15歳から20歳までの子どもたちが、働くこと・自立に向けての生活基盤を整えることを支援する児童福祉施設である。ホームに在籍する子どもたちは自ら働き稼いだお金で毎月の寮費を払い、アパート自立のための資金を貯金する。その他、国民健康保険税等の税金、生活にかかるすべてのもの（洗剤、歯磨き粉等）、医療費の支払い等全て自己負担となっている。児童福祉法では児童生活援助事業として位置づけられている。もともとは児童養護施設を中卒・高校中退したため退所を余儀なくされる子どもたちのセーフティネット機能を果たす施設として設立され、現在都内に18ヶ所、全国には72ヶ所のホームがある（2011年5月現在）。入所者は児童養護施設退所者以外にも、少年院や児童自立支援施設等の更生施設からの退所者、家庭裁判所の補導委託先として等、入所経緯は多岐に渡るが、①帰る家がないこと、②家族を頼ることができないこと、③自分が生きていくために働かなければならないことは利用する全ての子どもたちに共通している。そして入所者のほとんどが中卒・高校中退という学歴で入所し、その学歴のまま退所している。

### 中卒・高校中退のままの就労

就労自立を目的とし利用される自立援助ホームにおいて、子どもたちは働きお金を稼がなければならない、自立援助ホーム側でも「働く」ということを支援基軸の最大の本分としてきた。入所中はアルバイトやパートで何とか働くこと

はできても、低学歴・無資格状態の子どもたちが歳を重ねていくなかで、就労においてステップアップしていくことは困難を極める。

「高校卒業はあたりまえ」となった現在の日本において、中卒・高校中退という学歴のまま社会に出ることは当然のことながら働くうえでの大きなハンディとなる。アルバイト・パート・非正規という雇用枠のなか、ホームを退所しアパート自立をしても、一向に就職先の選択肢は広がらず、収入も上がらない退所者が生活破綻していく多くのケースを私たちは支援現場で目の当たりにしてきた。

### 自立援助ホームあすなる荘での就学支援

そんな状況のなか、あすなる荘では「とりあえず働くための支援」だけではなく「働き続けるための支援」を提供していこうと、就労支援の一環として、2008年よりホーム在籍者への『高卒認定資格取得の学習会』を開始した。高卒認定資格取得専門の講師の方が無償で教えに来てくださり週1回19時～21時のペースで現在も開催されている。（現在の学習会ではあすなる荘以外の自立援助ホーム在籍者及び退所者の方も参加出来るシステムとなっている）

学習会の開催と共に、ホームの子どもたちが専門学校や大学に進学するための学費を支援する「あすなる就学基金」もたちあげた。前述したように単に高卒資格の取得だけでは就労のうえでたいしたメリットにはならない。高卒認定取得後、更なる資格の取得・上級学校への進学を促していくためには経済的支援は不可欠であるとし基金を設立した。約3年間の取り組みのなかで、高卒認定資格取得者は3名、あすなる基金を利用しての専門学校への進学者は2名という僅かながらではあるが実績を残している。あすなる荘のように積極的に就学支援の取り組み

をしている自立援助ホームは全国的にもまだごく僅かしかない。

### 今後の自立援助ホームでの就学支援

近年、自立援助ホームの必要性が高く唱われるようになり、厚労省ではあと 100 カ所の自立援助ホームを全国に設立していく計画を打ち出しているが、単なる一時保護機能としての運営・支援内容では入所した子どもたちの社会に出るからの健全で安定した生活は保障されない。あすなる荘では就学支援を継続し、少しでも多くの自立援助ホームで就学支援が為される働きかけをし、実績を積み重ねていくことで、虐待のトラウマを抱えさせられながら、頼る家族や家庭がない子どもたちこそ、「学歴や資格を獲得すること」は、生きていくために自分を守る必要不可欠なものとなることを証明したい。そして、自立援助ホームにおける『学びの保障』がどうあるべきかの検討・時代背景に見合った支援機能の転換への提言と、未だ不十分な社会的養護の子どもたちに対する学費支援の拡充にも繋がりたい

### 自立援助ホームから義務教育に求めるもの

自立援助ホームに入所する子どもたちのなかで、直接家庭からの入所というケースも多くなっている。ネグレクトや性虐待等可視化しづらい虐待を家庭で受け続けるなか、なんとか生きてきた子どもたちが高齢児となったとき家出や犯罪等で保護され自立援助ホームに入所する。その子どもたちのほとんどが義務教育をまともに受けてきていない。不登校という名のもと、多くの子どもたちが義務教育の場から置き去りにされてきた。不安定な家庭環境が起因して不登校になる（ならざるをえない）子どもたちが学校という最後のセーフティネットからこぼれおち

た場合学びの場はどこからも保障されない。

義務教育とは親や社会が、子どもたちに教育を受けさせる義務である。

「どんな家庭環境の子どもたちにも平等に与えられるべき学びの場の保障」という責任を、福祉の現場で、教育の現場で、私たちの生きる社会でもっともっと問われていかなければならないと感じる。また義務教育という全ての子どもに保障された学ぶ機会のなかでこそ、“ひとを思いやり支え合える学び”“子どもは大切な社会の一員であるという学び”“生きる力を育む学び”が根幹にある教育の場であってほしい。

### 最後に

自立援助ホームにたどりついた子どもたちの学びの環境を振り返ると、「学ぶ」ということは本人の意志ややる気だけの問題ではなく、学べる環境が保障されて、はじめて「学ぶ」に繋がることが明らかになる。「学びを支える」ということは、「社会の基盤」なくしてなしえない。社会の基盤とは「子どもたちを大切にするという社会の土壌」である。私たちの社会は本当に子どもたちを大切に出来ている社会だろうか？ 子どもたちの学びの機会・子ども時代に奪われた学ぶ機会の再保障をしていくことは社会があたりまえに果たすべき責任である。

## 【アフターケア相談所ゆずりはの取り組み】

### 事業内容

運営主体者

社会福祉法人「子供の家」

根拠法令等

児童福祉法第41条

相談所開所日

2011年4月18日

相談対象者

児童養護施設・自立援助ホーム・養育家庭等を  
就労（就学）自立した退所者

事業の目的

- ・施設退所後も子どもたちが安心して安全な生活が送れること
- ・施設退所者の健全な社会人として成長を社会・地域・施設がひとつになり見守り支援する
- ・退所者のニーズに併せた適切な支援資源を提供すること
- ・施設退所者の困難を社会で認知してもらうこと

### 支援内容

生活支援

- ・生活・就学・就労・その他施設退所後に相談者に生じた問題に適切なアドバイスと資源提供
- ・公的な貸し付け金制度等の利用
- ・生活保護の申請
- ・他機関・専門家との連携（公的機関、弁護士、精神科医等）

住居支援

- ・安価で安心出来る住まいの提供
- ・保証人についての相談 ・入退去時のトラブル対応

スキルアップ支援

- ・各種就学支援
- ・高卒認定資格取得の学習会の開催
- ・パソコン教室の開催
- ・基金訓練プログラムの活用

就労支援

- ・東京都職業能力開発センター公共職業訓練等の利用
- ・ハローワーク・キャリアカウンセラーとの連携
- ・CSR事業を推進する企業との連携

### 「アフターケア相談所ゆずりは」開所の意義と期待出来る効果

本事業は、児童福祉法第41条を遵守するため早急に必要とされる事業であり、社会的養護の取り組みにおいて、全国的にも先駆的・牽引的役割を担ってきた東京都が実施すべき事業であることを訴えたい

（1）社会的養護施設出身者の退所後の安全な生活の保障に資する事業

（2）虐待の連鎖を未然に防ぐ、児童虐待早期発見・介入・支援に資する事業

（3）地域における子育て支援の充実・社会的養護の認知拡大に資する事業

（4）子どもを対象にした犯罪・事故の軽減に資する事業



- ① 本事業は今まで手つかずのままだった（各施設の裁量に委ねるような）アフターケア支援をサポートし、社会的養護の取り組みとして先駆的モデル事業となりうる事業である。
- ② 現在東京都より委託実施されている退所者支援事業（日向ぼっこ、ブリッジキャリア）と本事業は、支援対象者は施設出身者と共通でありながら、支援内容は大きく住み分けが出来る。また退所者支援において最も必要とされるのは、退所者が困難な状況に陥った時に相談出来る場所（人）である。生活全般の支援機能なくして、当事者支援、就労支援の充実は計れない。
- ③ 施設を退所した子どもたちのアフターケアを十全に行なうことで、子どもたちが「社会を支え担う人」として成長することは社会の循環機能と安全性を高めることにも繋がると考える。
- ④ 施設退所者をホームレスにしない・犯罪者にしない・自殺させないという理念を基軸とし、本当に支援を必要としている子ども（若者）たちが、生きていくために有効な支援と資源を提供出来る事業である。
- ⑤ 本事業で行なう就学支援は、虐待を受け、施設入所し中卒・高校中退のまま社会に出た子どもたちへの高卒資格取得の学習会を無償で行なう。退所者が適切な学力をつけ、安定した雇用に就く事、は虐待の連鎖を阻む礎となると考える。（施設退所者の多くが低学歴、不安定な雇用のなか自立生活を強いられている）
- ⑥ 現在「ゆずりは」の運営は法人（社会福祉法人子供の家）の持ち出し資金により運営をしている状況である。施設退所者のアフターケア（地域への取り組みも含む）は虐待防止や犯罪抑止のための必須の取り組みであり、公的資金を充当し運営されるべき活動として、本事業の取り組み等を通して訴えていきたい。
- ⑦ 公的な資金を得ることで、活動範囲や支援の充実・より適切な支援が為されていくことが望める。
- ⑧ 本事業の実施支援を実態ケースとしてまとめ、数値化することで社会的養護施設退所者のアフターケアの重要性を広く社会に訴えるための材料とし、更なる支援の充実、支援システムの拡大に繋げることを目標とする。更に全国的にも実施されるべき事業として取り組まれることが期待できる。

## 【ゆずりは利用者状況】

### ① 相談数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
相談 来所	12	24	36	40	42	38
同行 代行	6	10	12	13	12	16
面会 訪問	4	10	7	7	20	15
就学 支援	1	4	8	18	6	10
就労 支援	1	4	20	12	18	16
電話 相談	30	54	71	82	87	115

### ② 相談者数と内訳

児童養護施設職員	15名
自立援助ホーム職員	6名
他機関関係者	6名
退所者	42名

※ 退所者本人の相談はもちろんのこと、退所者支援を行なっている施設職員にも相談を受けるケースもある。その場合警察や弁護士への介入が必要なハードなケースが多い。

※ 他機関関係者からの相談は、当事者支援団体、障害者センター、社会的養護の学習支援を行なっている NPO 団体からの相談、弁護士からの相談等。

### ③ 支援内容

#### 生活支援

- ・ 自己破産手続き（弁護士を介して）
- ・ 生活保護申請
- ・ 生保受給費の同行
  - ・ 生保受給者の家庭訪問
- ・ DV 家庭からの保護相談（デート DV 含む）
- ・ 家出中女子の保護と自宅への帰宅（本人と親の説得、仲介）
- ・ 中絶手術後の精神的ケア
- ・ 子育て相談（子どもへの暴力等）
- ・ 保険金申請手続きの代行
- ・ 遺産処理手続きの立ち会い（弁護士のもと）
- ・ 宗教団体への警告（強制加入への異議申し立て 内容証明の送付）

#### 就学支援

- ・ 高卒認定資格取得学習会の開催
- ・ パソコン教室の開催
- ・ 基金訓練プログラム手続きの同行
- ・ 就学基金の紹介と仲介手続き

#### 就労支援

- ・ 基金訓練プログラムの仲介
- ・ ハローワークへの同行
- ・ 履歴書の作成
- ・ 就職先への提出書類の作成

#### 住居支援

- ・ 不動産屋への同行
- ・ 連帯保証人なしのアパートの紹介（不動産屋との連携）
- ・ 家賃の値下げ交渉
- ・ 退去時のクリーニング代金の不当請求への介入（少額訴訟）

## 【ゆずりはでの相談事例】

### ケース 1

**相談者** 22 歳女性  
児童養護施設出身

**紹介者** 当事者支援団体スタッフ

**相談主訴** 多重債務の整理

**支援内容**

18 歳で養護施設を就労自立したが、20 歳になりクレジットカードを持ったことがきっかけで、エステや絵画の購入等の勧誘を受け等多額のローンを組まされる。借金が 400 万以上になってしまっていたが誰にも相談出来ないまま、高金利のローン返済を何年も支払い続けていた。出身施設との関係は良好であったが、自分が借金したことなど相談出来ない・迷惑をかけられないという思いで相談は一切しないままであった。本人自ら当事者支援相談所 H に電話相談をする。H 相談所では対応が難しいケースでもあり、ゆずりはに相談依頼される。すぐに本人と面会。債務の状況等を聞き、弁護士への相談をスタートする。本人・担当弁護士・ゆずりはスタッフと話し合いを重ね自己破産することが生活を立て直すために最善の策と判断し、自己破産手続きを開始。弁護士費用の支払いは低価格で済むよう法テラスのシステムを利用。債務整理が落ちついてきたところで、本人の了解を得て出身施設への報告もする。本人・出身施設主任・ゆずりはスタッフでの面会も行い、施設と本人の関係が今後も良好な関係が保てることなど配慮する。破産手続きは年内終了予定。

### ケース 2

**相談者** 29 歳女性  
自立援助ホーム出身

**紹介者** 元自立援助ホームスタッフ

**相談主訴** 夫からの DV 生活の立て直し

**支援内容**

18 歳で自立援助ホームを就労自立し 22 歳で結婚。夫からの DV に（経済的な制裁と精神的暴力）悩んできたが、身寄りもない為、我慢するしかないで結婚生活を続ける。逃げ出して就労することも考えたが、中卒という学歴の為正規雇用の仕事はみつからず、不安定な就労状況ではこの先の生活が安定するかどうかの見通しもたらず、家を出る事をふみとどまる生活を送る。何度か地元自治体の女性相談に行くが、支援員との関係が上手くいかず相談は滞る。自殺企図と夫への殺意がコントロール出来なくなり出身ホームの元スタッフに連絡をする。ゆずりはを紹介してもらい相談へ。DV 環境から保護される為のシステム等わかりやすく説明をする（シェルターや婦人保護施設の制度等）。本人の働くことや自立生活への意欲、DV による精神的ダメージの治療も兼ねて、就労（就学）の力をつけていくことが本人への支援として最善と判断し、ハローワークの基金訓練の活用と生活保護の申請を行なう。基金訓練の学校及び居住地は今後の継続的支援も考慮し、ゆずりはの所在地である M 駅周辺の学校を申請する。現在夫とは離婚調停中。生活保護申請は受理され、基金訓練の学校もスタートした。

### ケース 3

**相談者** 19 歳女性

児童養護施設出身

**紹介者** 児童養護施設職員

**相談主訴** 学費に関する手続き

#### 支援内容

児童養護施設を卒園後母宅に戻り、4 年生大学進学する。母が外国人国籍のため強制送還され、2 年生からの学費のあてがなくなってしまう。出身の施設職員よりなんとか学費を工面して本人を大学に通わせたいとゆずりはに相談。ゆずりはで事務管理を委託されている就学基金を特例として利用し学費に充てることとなった。就学基金出資者との懇談、仲介等ゆずりはで行なった。

※ゆずりはでは、施設退所者の就学支援にも力を入れている。高卒認定資格取得の無料学習会の他、高卒認定取得後の大学・専門学校への進学のための資金援助等も積極的に行なっている。

### ケース 4

**相談者** 20 歳男性

児童自立支援施設出身

**紹介者** 自立援助ホームスタッフ

**相談主訴** 住居相談 就労相談

#### 支援内容

19 歳で自立援助ホームを就労自立。一人暮らしをしていたが仕事を解雇され、アパート代が払えなくなる。(家賃を2ヶ月分滞納)

しばらくは友人の家に居候をしていたが、生活を立て直したいとゆずりはへ相談。この1年の就労状況をきくと1年間の間に7回転職していたことが判明。本人に就労基盤が出来ていないままの無理な就労支援をしても同じ展開になることが予測されたので、ハローワークの基金訓練と給付金支給の申し込みをする。アパートはゆずりはがお世話になっている不動産屋に紹介してもらい、大家さんに事情説明しアパート代等値下げしてもらう。基金訓練の学校に通い、給付金も毎月10万円受給している。ゆずりはで週一度開催しているパソコン教室にも通いに来ている。

学校は半年間のビジネス基礎コースを選択。通い始めて5ヶ月がたつが順調に通学し給付金も滞りなく受けられている。今後の支援展開は、基金訓練の制度を継続して活用し上級コースにすすみ、更なるスキルアップに繋げるか、就労につなげるか検討をしている。

就労については施設退所者専門の就労相談機関でお願いしたり連携を図っている。

## ケース 5

**相談者** 20歳男性

児童養護施設出身

**紹介者** 相談者の親戚

**相談主訴** 服役後に関する相談

### 支援内容

幼い頃両親をなくし、地方の児童養護施設に入所したが、18歳で退所後、窃盗の容疑などで度々警察に捕まる。身寄りである親戚がその都度対応してきたが、犯罪が度重なり、身内での対応は難しい状況となる。出身施設に相談をするが、退所者の相談は請け負えないと断られる。役所等公的な相談機関へ行っても、児童養護施設出身なら、出身施設で対応してもらおうよう返されてしまう始末。ゆずりはの存在を知り、電話で相談を受ける。現在服役中であるが、出身施設を頼ることが出来ず服役後の支援どうしていいかわからないと。服役後の再犯も非常に懸念している様子であった。居住地も東京からはかなり離れたところではあるので、どこまで支援出来るかわからないが、本人への面会や地元の弁護士等との連携は可能であること伝える。後見人をとおして、本人とゆずりはとのやりとりが始まる。面会や差し入れ、手紙等で今後の展望と、生い立ちを本人が振り返り整理するための支援もする。

## ケース 6

**相談者** 28歳女性

児童養護施設出身

**紹介者** 相談者の知人

**相談主訴** 就労に関する相談

### 支援内容

地方の施設を退所後、東京に上京してきたが、3年前のリーマンショックで相談者が務めていた会社でも大規模な派遣切りが行なわれる。相談者は障害者雇用の枠で就職したため、解雇は間逃れたが、仕事は減り収入も激減した。それでも貯金等を切り崩してなんとか生活をしていっていたがいよいよ生活が破綻しそうになるのを知人に相談。知人よりゆずりはに相談。就労支援と、今後生まれ故郷に帰りたいという本人の意志を遂行できるよう支援をしてほしいと。本人と面会を重ね、就労支援からスタートする。本人は知的障害者の手帳を持っており、障害者枠での雇用も検討したが、障害者枠での雇用はかえって選択肢や収入が狭まる条件にもなり、障害者枠での職探しははずすことにした。また本人の仕事の希望を聞くと、福祉関係への就労を希望していたため、福祉職での雇用を中心に探す。現在介護職に就きながら、児童福祉施設でのボランティアもはじめている。

## まとめ

本研究を通じて、アフターケアにおいて・就学状況においてのアンケートを実施することで、施設退所者のアフターケア支援と就学支援がいかにか手つかずのまま放置されているかが浮き彫りとなった。

一方、アフターケアの抜本的改革や充実を必要としている社会的養護の現場の声も集めることができた。

退所した子どもたちのアフターケアを十全に行なうことで、子どもたちが「社会を支え担う人」として成長することが社会の循環機能と安全性を高めることにも繋がることを児童福祉・社会的養護の現場からより訴えていきたい。

アフターケアの研究を通してみえてきたことは、ひとつには十分に行き届いていないアフターケアの現況と、もうひとつには過去に受けた虐待トラウマが子どもたちに及ぼす影響の根深さである。虐待環境から保護をされて施設で適切な養育を受けても、完全な回復、虐待で受けた心の傷がなくなるということはないという事実を改めて感じた。子ども時代のトラウマは大人になって、就労においても、就学においても、生活全般においても全く考慮・配慮はされない。(勿論トラウマ自体が目に見えないものであるが)。

目に見えない精神的・身体的に大きな負担を背負いながら施設退所者たちは社会のなかでなんとか生きているのだ。

私たちには虐待で受けた傷そのものを根本からなくすことは出来ない。せめて出来ることは、彼らに困難がふりかかかった際に一緒に問題を解決していくことくらいである。だからこそ、入所中は

もちろんのこと退所後も、退所者の為に迅速に適切なケアが出来る体制を万事整えていく必要がある。

本研究を通して得られた一番の成果は、研究によって得られたアフターケアの必要性を各施設で訴えられている声をもとに、「アフターケア相談所ゆずりは」の開所に繋がったことである。

現在は研究者高橋・藤原が所属する法人での資金に全面的に頼っての運営となっているが、今後の活動を通し、本研究の成果を更に精査し、公的な補助金の獲得につなげていきたい。

相談所を設けられたことで、施設を退所し社会で生活している者たちの困難や抱えている問題が可視化されるようになってきた。利用の幅も広がっており、今まで退所者たちが、退所後困ったときに、どこ「助けて」の声をあげていいのかわからなかったが、退所後も安心して相談出来る場所が出来たという声ももらっている。

まだまだ十分な支援提供は出来ていないが、安定した運営をまず出来るようにすること、今後支援者のアフターケアをする際の専門性を高める場所としても機能出来る相談所として運営していく構えである。

施設を退所した子どもたちをホームレスにしない・犯罪者にしない・自殺させないという理念を基軸とし、本当に支援を必要としている子ども(若者)たちが、生きていくために有効な支援と資源を提供できるよう日々尽力していきたい。

以上の理由からも本研究を行なえたことにより、アフターケア支援事業の社会への波及性、今現在支援をしている子どもたちがたくさんいるという

なかでの緊急性、今まで必要とされながらどの施設でも取り組むことが出来なかった点での新規性、所属施設とは独立したかたちで相談所を運営していることから、施設間を越え広く必要とされる方へ支援を提供できる地域性等、「新しい公共」という視点で担われるべき重要な事業であることを強く打訴えることの出来る研究となった。

助成期間終了後も引き続きアフターケアへの取り組みは「アフターケア相談所ゆずりは」の活動を通じて継続的に行い、将来的にはアフターケア事業が公的資金により引き続き運営され、更なる支援の充実、支援システムの拡大に繋げることを目標とする。

更に全国的にも実施されるべき事業として取り組まれることが期待したい。